

外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する
規程

(平成十五年十一月十二日会規第六十六号)

改正 平成二〇年一月二日 五日
同 二六年一月二日 五日
令和 三年 三月 五日
同 三年 六月一日

目次

第一章 通則(第一条―第十六条)
第二章 審査の請求及び審査(第十七条―第三十七条)
第三章 懲戒(第三十八条―第四十三条)
第四章 補則(第四十四条―第四十六条)
附則

第一章 通則

(目的)

第一条 この規程は、外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第五十二条の規定に基づき、外国法事務弁護士及

び外国法事務弁護士法人の懲戒に関する外国法事務弁護士懲戒委員会の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第一条の二 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国弁護士法律事務所取扱法 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)をいう。

二 連合会 日本弁護士連合会をいう。

三 対象外国法事務弁護士等 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人をいう。

四 対象外国法事務弁護士 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された外国法事務弁護士をいう。

五 対象外国法事務弁護士法人 審査の対象となる事案につき懲戒の手続に付された外国法事務弁護士法人をいう。

(外国法事務弁護士懲戒委員会の招集)

第二条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、連合

会の会長が招集する。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会の招集は、日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した通知書を会日の七日前までに委員に発送して行う。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は文書によらないで行うことができる。

(出席の方法等)

第二条の二 前条第一項の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により外国法事務弁護士懲戒委員会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「通信システム」という。)によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所(以下「弁護士会等」という。)から外国法事務弁護士懲戒委員会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

- 3 -

(除斥)

第三条 委員及び予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族に関する事案及び弁護士会の綱紀委員会又は外国法事務弁護士綱紀委員会において関与した事案の審査から除斥される。

2 委員及び予備委員は、本人、配偶者又は三親等以内の親族が外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士若しくは弁護士であるときは、当該外国法事務弁護士法人に関する事案の審査から除斥される。

(忌避)

第四条 委員又は委員を代理する予備委員について審査の公正を害するおそれのある事情があるときは、対象外国法事務弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、前項の申立てに対し、速やかに決定しなければならない。

(回避)

第五条 委員及び予備委員は、前条第一項に規定する場合には、回避することができる。

(調査員)

- 4 -

第六条 調査員は、連合会の事務総長の推薦に基づき、連合会の会長が任命する。

2 調査員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 連合会の会長は、前項の規定にかかわらず、特定の事項について調査を行わせるための調査員を臨時に任命することができる。

4 調査員は、次に掲げる事務を行う。

一 事案の調査

二 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の手續に関する調査研究

三 前二号に掲げるもののほか、外国法事務弁護士懲戒委員会が必要と認めた事項

5 調査員は、前項第一号の調査に当たって、委員長の求めにより、外国法事務弁護士懲戒委員会、審査期日又は調査期日に出席しなければならない。この場合においては、第二条の二第一項の規定を準用する。

6 調査員は、審査期日又は調査期日において、自ら審査若しくは調査をし、又は意見を述べることはできない。

7 調査員は、委員長の求めに応じて調査の結果を外国法事務弁護士懲戒委員会に報告しなければならない。

- 5 -

8 前三条の規定は、調査員について準用する。
(書記)

第七条 連合会の事務総長は、事務局の職員の中から、外国法事務弁護士懲戒委員会の書記を指名する。

2 書記は、委員長の命を受けて、審査に関する文書の作成、送達その他の事務をつかさどる。

3 第三条から第五条までの規定は、書記について準用する。

(秘密の保持)

第八条 委員、予備委員、調査員、鑑定人及び連合会の職員は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査に関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(外国法事務弁護士懲戒委員会の議事の非公開)

第九条 外国法事務弁護士懲戒委員会の議事は、公開しない。

(議事録)

第十条 外国法事務弁護士懲戒委員会を開催したときは、議事録を作成し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

2 前項の議事録に関し必要な事項は、規則で定める。

- 6 -

(文書の送達)

第十一条 文書の送達は、送達すべき者に交付し、又は配達証明取扱いの書留郵便によって行う。

2 文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他前項の規定によることができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載して行うものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過した時に、その文書の送達があつたものとみなす。

(外国法事務弁護士に対する文書の送達等)

第十二条 対象外国法事務弁護士及びその他の外国法事務弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

2 前項の場合を除き、対象外国法事務弁護士及びその他の外国法事務弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は外国法事務弁護

士懲戒委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

(外国法事務弁護士法人に対する文書の送達等)

第十三条 対象外国法事務弁護士法人及びその他の外国法事務弁護士法人に対する文書の送達は、主たる事務所又は外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出られた従たる事務所若しくは社員の住所に宛ててする。

2 対象外国法事務弁護士法人及びその他の外国法事務弁護士法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出られた従たる事務所以外の従たる事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3 前二項の場合を除き、対象外国法事務弁護士法人及びその他の外国法事務弁護士法人に対する文書の送付及び通知は、この規程に特別の定めがある場合を除いては、主たる事務所、従たる事務所又は社員の住所に宛ててする。

(準用)

第十三条の二 第十二条の規定は弁護士(代理人である弁護士を含む。)に対する文書の送達及び送付並びに通知について、前条の規定は弁護士法人及び弁護士・外国

法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）に対する文書の送達及び送付並びに通知について、それぞれ準用する。この場合において、前条中「事務所」とあるのは、「法律事務所」と読み替えるものとする。

（外国法事務弁護士法人の変更等の届出）

第十三条の三 対象外国法事務弁護士法人は、外国法事務弁護士法人規程（会規第九十九号）第七条から第十条までの規定による届出をするときは、その旨を外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出なければならない。

（代理人）

第十四条 対象外国法事務弁護士等は、弁護士、弁護士法人又は共同法人を代理人に選任することができる。

2 弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士の中から代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下この条及び次条において同じ。）、事務所及び所属弁護士会の名称を外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも、同様とする。

- 9 -

3 代理人は、本人のために独立して、この規程に定める行為をすることができる。

4 代理人が二人（弁護士法人又は共同法人にあっては、一弁護士法人又は一共同法人をもつて一人とする。）以上あるときは、そのうちの一人の弁護士、弁護士法人又は共同法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5 主任代理人は、対象外国法事務弁護士等が指定し、指定がないときは、委員長が指定する。

6 対象外国法事務弁護士等は、代理人を選任し、又は主任代理人を指定したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人又は共同法人にあっては、主たる法律事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会の名称を外国法事務弁護士懲戒委員会に届け出なければならない。代理人を解任したとき、主任代理人を変更したときその他届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

7 次に掲げる者は、代理人となることができない。

- 一 連合会の会長及び副会長並びに事務総長、事務次長その他の職員
- 二 外国法事務弁護士懲戒委員会の委員、予備委員及び

調査員

三 外国法事務弁護士綱紀委員会の委員、予備委員及び調査員

四 前号に掲げる者のいずれかとして当該事案の調査に
関与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員
のいずれかとして当該事案の調査に関与した者

(補佐人)

第十五条 対象外国法事務弁護士等は、外国法事務弁護士、
外国法事務弁護士法人又は共同法人を補佐人に選任する
ことができる。

2 外国法事務弁護士法人又は共同法人が補佐人に選任さ
れた場合には、当該外国法事務弁護士法人又は共同法人
は、その社員又は使用人である外国法事務弁護士の中か
ら補佐人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務
所及び所属弁護士会の名称を外国法事務弁護士懲戒委員
会に届け出なければならぬ。補佐人の職務を行うべき
者を変更したときも、同様とする。

3 補佐人は、対象外国法事務弁護士若しくは対象外国法
事務弁護士法人の社員又は対象外国法事務弁護士等の代
理人と共に、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査期日に

- 11 -

出席して、これらを補助することができる。補佐人の陳
述は、対象外国法事務弁護士若しくは対象外国法事務弁
護士法人の社員又は対象外国法事務弁護士等の代理人が
直ちに取り消し、又は更正しない限り、対象外国法事務
弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員の陳述とみ
なす。

4 対象外国法事務弁護士等は、補佐人を選任したときは、
その氏名又は名称、事務所（外国法事務弁護士法人又は
共同法人にあつては、主たる事務所の名称及び所在場所）
及び所属弁護士会の名称を外国法事務弁護士懲戒委員会
に届け出なければならない。補佐人を解任したときその
他届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

5 次に掲げる者は、補佐人となることができない。

一 連合会の事務総長、事務次長その他の職員

二 外国法事務弁護士懲戒委員会の委員、予備委員及び
調査員

三 外国法事務弁護士綱紀委員会の委員、予備委員及び
調査員

四 前号に掲げる者のいずれかとして当該事案の調査に
関与した者

五 弁護士会の綱紀委員会の委員、予備委員又は調査員

- 12 -

のいずれかとして当該事案の調査に参与した者

(費用の負担)

第十六条 連合会は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査に要した費用の全部又は一部を、対象外国法事務弁護士等に負担させることができる。ただし、対象外国法事務弁護士等が何らの懲戒処分も受けないときは、この限りでない。

2 連合会は、前項の規定により対象外国法事務弁護士等に費用を負担させるときは、あらかじめ外国法事務弁護士懲戒委員会の意見を聴かなければならない。

第二章 審査の請求及び審査

(外国法事務弁護士懲戒委員会に対する審査の請求)

第十七条 連合会は、外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第二項の請求があつたとき、又は外国法事務弁護士綱紀委員会が同条第三項に規定する調査により対象外国法事務弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、速やかに、懲戒の請求をした弁護士会の懲戒請求書及び調査記録又は外国法事務弁護士綱紀委員会の議決書の謄本及び調査記録を添えて、外国法事務弁護士

- 13 -

懲戒委員会にその事案の審査を求めなければならない。

(審査開始の通知)

第十八条 連合会は、外国法事務弁護士懲戒委員会に事案の審査を求めたときは、速やかに、審査開始通知書を対象外国法事務弁護士等に送達し、対象外国法事務弁護士等の所属弁護士会及び懲戒請求者に送付しなければならない。

2 対象外国法事務弁護士等に対する審査開始通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 外国法事務弁護士懲戒委員会に事案の審査を求めたこと。

二 審査を求めた事案(外国法事務弁護士綱紀委員会の議決書の謄本又は懲戒の請求をした弁護士会の懲戒請求書の副本を添付することをもって代えることができる。)

三 外国法事務弁護士懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならないこと。

四 第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により代理人及び補佐人の選任ができること。

五 第二十三条第二項に規定する公開の請求ができること。

- 14 -

六 第二十五条第一項の規定により証拠となる書類等の提出ができること。

七 第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条第一項に規定する申立てができること。

八 第三十三条第一項の規定により証拠となる書類等の閲覧及び謄写ができること。

3 対象外国法事務弁護士等の所属弁護士会に対する審査開始通知書には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

4 懲戒請求者に対する審査開始通知書には、第二項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。

(手続の併合又は分離)

第十九条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の意見を聴き、数個の事案の審査を併合し、又は分離することができる。

(審査期間)

第二十条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、外国弁護士法律事務取扱法第八十五条第四項の規定により事案の審査を求められたときは、六か月以内に審査を遂げて議決を行うものとする。ただし、事案が複雑なときその

他特別の事情があるときは、この限りでない。

(審査期日)

第二十一条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、事案を審査するため、審査期日を定めることができる。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査期日における審査をした後でなければ、対象外国法事務弁護士等を懲戒することを相当と認める旨の議決をすることができない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、第一項の規定により審査期日を定めたときは、その日時及び場所を、対象外国法事務弁護士等又は代理人に通知しなければならない。ただし、審査期日に出席した者には、次の審査期日を告知することをもって足りる。

4 最初の審査期日の通知は、その期日の十四日前までに書面を発して行わなければならない。

(審査期日における委員の出席の方法等)

第二十一条の二 第二条の二の規定にかかわらず、委員は、対象外国法事務弁護士等（第十九条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したときに限り、通信システムによって、弁護士会等から審査期日に出席することが

できる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査に加わることができない。

(対象外国法事務弁護士の出席等)

第二十二條 対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士懲戒委員会から出席を求められた審査期日に出席しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長の承認を得て、期日に出席せず、又は代理人のみを出席させることができる。

2 対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員は、審査期日に出席し、陳述することができる。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員及び代理人と共に審査期日に出席しない場合であっても、審査期日を開き、又は審査を終結することができる。

(審査期日における対象外国法事務弁護士の出席の方法等)

第二十二條の二 前條第一項(第二十七條第一項の規定により対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員を審尋する場合を含む。)及び第二項の規定において、対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員並びに代理人及び補佐人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審査期日の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審査期日に出席することを希望するときは、委員長は、これを許可することができる。ただし、第十九條の規定により他の事案の審査を併合する場合であつて、当該事案の対象外国法事務弁護士等が同意しないときは、この限りでない。

(審査期日の非公開)

第二十三條 審査期日は、公開しない。

2 対象外国法事務弁護士等の請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、第二十七條第一項に規定する対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員を審尋する審査期日を公開する。ただし、前条本文の場合においては、この限りでない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査期日を公開しないときでも、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

る。

(審査期日調書)

第二十四条 審査期日における審査の経過については、審査期日調書を作成し、規則で定めるところにより、審査期日における審査に関する重要な事項を記載しなければならぬ。

(対象外国法事務弁護士等の証拠書類等の提出)

第二十五条 対象外国法事務弁護士等は、証拠となる書類、物及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出することができる。ただし、外国法事務弁護士懲戒委員会が期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等に対し、期間を定めて、証拠となる書類、物又は電磁的記録の提出を求めることができる。

3 対象外国法事務弁護士等は、前項の規定により書類等の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(関係人等の資料の提出)

第二十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人及び官公署その他に対し陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、共同法人、弁護士及び弁護士法人は、前項の規定により陳述、説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(対象外国法事務弁護士の審尋等)

第二十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立てにより、又は職権で、対象外国法事務弁護士又は対象外国法事務弁護士法人の社員を審尋し、又は陳述若しくは説明を求めることができる。

2 対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員は、前項の規定により陳述又は説明を求められたときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(関係人の審尋)

第二十八条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し

必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立てにより、又は職権で、関係人を審尋することができる。

2 対象外国法事務弁護士及び対象外国法事務弁護士法人の社員並びに代理人及び補佐人は、前項の場合において、関係人に対して質問することができる。

3 外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、共同法人、弁護士又は弁護士法人である関係人は、外国法事務弁護士懲戒委員会が第一項の規定による審尋をするときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

4 第一項の場合において、関係人が、災害の発生その他のやむを得ない事由により審尋の開催場所において出席することが困難であるとして、通信システムによって弁護士会等から審尋に出席することを希望するときは、委員長は、対象外国法事務弁護士等（第十九条の規定により他の事案の審査を併合するときは、当該事案の対象外国法事務弁護士等を含む。）が同意したとき限り、これを許可することができる。

（物件の提出）

第二十九条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立て

により、又は職権で、書類その他の物件の所持人にその物件の提出を求めることができる。

（鑑定）

第三十条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立てにより、又は職権で、学識経験のある者に鑑定を囑託することができる。

2 鑑定人について誠実な鑑定をすることを妨げるべき事情があるときは、対象外国法事務弁護士等は、忌避の申立てをすることができる。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、第一項の規定により鑑定を囑託した場合において必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定書の説明をさせることができる。

（検証）

第三十一条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に關し必要があるときは、対象外国法事務弁護士等の申立てにより、又は職権で、場所又は物について検証をすることができる。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、前項の規定により検証をしようとするときは、あらかじめその日時及び場所を対象外国法事務弁護士等に通知し、これに立ち会

う機会を与えなければならない。

(懲戒の請求をした弁護士会の意見陳述)

第三十二条 外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第二項の規定により懲戒の請求をした弁護士会は、書面により、審査に係る事案につき意見を述べることができる。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、前項の書面の写しを、対象外国法事務弁護士等に送付しなければならない。

(記録の閲覧等)

第三十三条 対象外国法事務弁護士等、代理人及び補佐人並びに外国弁護士法律事務所取扱法第八十五条第二項の規定により懲戒の請求をした弁護士会は、その事案の審査期日調書並びに証拠となる書類、物及び電磁的記録の閲覧(電磁的記録にあつては、電子計算機の映像面に表示されたものの閲覧。以下同じ。)をし、かつ、謄写(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面の謄写。以下同じ。)をすることができる。ただし、その日時及び場所は、委員長長の指示に従わなければならない。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、相当と認めるときは、懲戒請求者についても、前項の規定の例により、閲覧又は謄写を許すことができる。

- 23 -

(主査委員による調査)

第三十四条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、必要があるときは、委員の一人又は数人を主査委員に選ぶことができる。

2 主査委員は、事案の審査のため調査期日を開き、主張の整理及び証拠調べをすることができる。

3 前項の規定による調査の結果は、外国法事務弁護士懲戒委員会に顕出しなければならない。

4 第六条第四項から第七項まで、第二十一条第一項、第三項及び第四項並びに第二十二条から第三十一条までの規定は、主査委員による調査について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第五項中「外国法事務弁護士懲戒委員会」とある部分を除く。)中「外国法事務弁護士懲戒委員会」とあり、及び「委員長」とあるのは、「主査委員」と読み替えるものとする。

(請求外事案の報告)

第三十五条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、事案の審査を開始した後、対象外国法事務弁護士等について、当該事案以外に外国弁護士法律事務所取扱法第八十三条第一項の非行に該当する事由があると思料するときはその旨及び当該事由を連合会の会長に報告することができる。

- 24 -

できる。

(議決)

第三十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を終結したときは、速やかに、議決を行い、議決書を作成しなければならない。

2 前項の議決書には、次に掲げる事項を記載し、議決に加わった委員が署名押印しなければならない。ただし、第二条の二第一項本文の場合においては、弁護士会等から出席した委員については、その氏名及び出席の方法の記載をもつて足りるものとする。

一 事件番号

二 対象外国法事務弁護士等の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。)又は名称、登録番号(外国法事務弁護士法人にあっては、届出番号)、事務所(外国法事務弁護士法人にあっては、主たる事務所の名称及び所在場所)、所属弁護士会の名称及び代理人の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称

三 主文

四 理由

- 25 -

五 議決の年月日

3 第一項の議決書には、前項各号に掲げる事項に加えて、各委員の意見を記載することができる。

(議決の報告)

第三十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、前条第一項の議決をしたときは、速やかに、議決書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

第三章 懲戒

(懲戒の議決等)

第三十八条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、第十七条の審査により対象外国法事務弁護士等につき懲戒することとを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、第十七条の審査により対象外国法事務弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をする。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、対象外国法事務弁護士が死亡したとき、又は外国法事務弁護士でなくなつたときは、審査を終了する旨の議決をする。

- 26 -

(懲戒)

第三十九条 連合会は、外国法事務弁護士懲戒委員会が前条第一項の議決をしたときは、当該議決に基づき、速やかに、対象外国法事務弁護士等を懲戒しなければならない。

(懲戒書)

第四十条 連合会は、対象外国法事務弁護士等を懲戒するときは、懲戒書を作成し、その正本を対象外国法事務弁護士等に送達しなければならない。

2 懲戒書には、対象外国法事務弁護士等の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。）又は名称、登録番号（外国法事務弁護士法人にあつては、届出番号）、事務所（外国法事務弁護士法人にあつては、主たる事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会の名称並びに懲戒の処分内容及びその理由を記載し、連合会の会長がこれに署名押印しなければならない。

3 懲戒の処分は、懲戒書の正本を対象外国法事務弁護士等に送達することによって効力を生ずる。

4 懲戒書の原本は、連合会が保存する。
(懲戒の処分の通知等)

- 27 -

第四十一条 連合会は、対象外国法事務弁護士等を懲戒したときは、速やかに、対象外国法事務弁護士等の所属弁護士会にその旨を通知し、かつ、懲戒の処分が効力を生じた年月日を付記した懲戒書謄本を送付しなければならない。

2 連合会は、対象外国法事務弁護士等を懲戒したときは、懲戒請求者に懲戒の処分の内容を通知しなければならない。

(懲戒しない旨の決定等)

第四十二条 連合会は、外国法事務弁護士懲戒委員会が第三十八条第二項の議決をしたときは、当該議決に基づき、対象外国法事務弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

2 連合会は、外国法事務弁護士懲戒委員会が第三十八条第三項の議決をしたときは、懲戒の手續を終了する。

(懲戒しない旨の通知等)

第四十三条 連合会は、前条第一項の決定をしたときは、速やかに、対象外国法事務弁護士等及びその所属弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

2 連合会は、対象外国法事務弁護士が死亡したことによ

- 28 -

り懲戒の手續を終了したときは、速やかに、対象外国法事務弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、対象外国法事務弁護士が外国法事務弁護士でなくなったことにより懲戒の手續を終了したときは、速やかに、対象外国法事務弁護士であつた者及び対象外国法事務弁護士の所属した弁護士会に、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 対象外国法事務弁護士等に対する第一項の規定による通知は、第十一条に規定する文書の送達によつて行う。

第四章 補則

(判決等の通知)

第四十四条 第四十条第一項及び第四十一条の規定は、連合会の懲戒の処分取消しの訴えに関して判決が確定し、又は連合会の処分の効力を停止する旨の決定があつた場合について準用する。

(業務停止の期間の計算)

第四十五条 懲戒の処分のうち、業務停止の期間を月又は年をもつて定めるときは、曆に従つて計算する。

- 29 -

2 業務停止の期間は、懲戒書の送達の日から起算する。
(会費及び特別会費の徴収に関する取扱い)

第四十六条 退会命令又は除名の処分にあつては、懲戒書の送達の日から、連合会の会費及び特別会費は徴収しない。ただし、連合会又は裁判所が懲戒処分の効力停止の決定を送達した日の翌日から、その決定が効力を失つた日の前日までの期間の会費及び特別会費は、この限りでない。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
2 外国法事務弁護士懲戒手續規程(会規第二十七号)は、廃止する。

3 この規程の施行の日前に懲戒の請求があり、又は懲戒の手續が開始された事案についても、この規程を適用する。

附則(平成二〇年一月五日会規第九二号)

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程 第一四条、第三六条、第四〇条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範

- 30 -

圈内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月五日会規第一〇一号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係）の整備に関する規程 目次、第
一条、第一条の二、第二条、第三条、第四
条、第五条、第六条、第七条、第八条、第
九条、第一〇条、第一条、第二条、第
一三条、第一三条の二、第一三条の三、第
一四条、第一五条、第一六条、第一七条、
第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条、
第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、
第二六条、第二七条、第二八条、第二九条、
第三〇条、第三一条、第三二条、第三三条、
第三四条、第三五条、第三六条、第三七条、
第三八条、第三九条、第四〇条、第四一条、
第四二条、第四三条、第四四條、第四五條、
第四六条改正）抄

- 31 -

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）

第三条 第五条の規定による改正後の外国法事務弁護士綱
紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第六条の規定によ
る改正後の外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に
関する規程及び第七条の規定による改正後の外国法事務
弁護士等の懲戒処分公告及び公表等に関する規程の規
定は、特別の定めがある場合を除き、施行日前に懲戒の
請求があり、又は懲戒の手続が開始された事実について
も適用する。ただし、第五条の規定による改正前の外国
法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程、第
六条の規定による改正前の外国法事務弁護士懲戒委員会
及び懲戒手続に関する規程及び第七条の規定による改正
前の外国法事務弁護士の懲戒処分公告及び公表等に関
する規程の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（令和三年三月五日改正）

第二条の二（新設）、第六条第五項、第二十一条の二（新
設）、第二十二條の二（新設）、第二十三條第二項、第二

- 32 -

十八条第四項（新設）及び第三十六条第二項各号列記以外の部分の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条の二、第一二条の二、第一四條、第一五條、第一七條、第二〇條、第二六條、第二八條、第三二條、第三三條、第三五條
改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）